

縛りなし 解約不要 1回限り



でも、安心しないで！実は
「定期購入」の隠れたサインかも

事例

- スマートフォンに出ていた広告で「縛りなし」「解約不要」「1回限り」と大きく記載されていた化粧品が、定価より大幅に安い価格で販売していたので注文した。商品が届き支払いを済ませたが、数週間後にまた商品が届き、以前の値段よりも高額だった。注文していないので、通販業者に連絡すると、注文したのは、定期購入コースと言われた。今回送った商品を購入するなら、次回以降の解約を受け付けると言われた。
- 電話で簡単に解約できると広告に記載されていたのに、業者に電話をかけるとWEBの手続きに誘導される。WEBでは設定したことがないIDやパスワードの入力を求められ、手続きができない。

柏市消費生活センター公式キャラクター マナブーが答えます

★広告の内容は最後までよく確認しましょう。例えば「縛りなし」は定期購入回数の縛りがないという意味で記載されています。

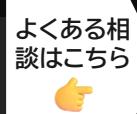
★お試し価格で購入した商品を転売することで儲ける人がいるため、最初に受け取った商品だけで解約することを禁止している業者があります。利用規約にそのことが書かれていれば、その条件を受け入れて注文したことになります。

★利用規約のチェックBOXが注文ボタンの前に、小さな文字で書かれていることがあります。また利用規約や条件が「特定商取引法に基づく表記」欄に書かれていることもあるので全て確認しましょう。

★業者のコールセンター対応が音声ガイダンスになっている場合は、一通り最後まで案内を聞いてみましょう。よくわからない場合はオペレーターに問い合わせせる窓口をさがしましょう。



商品やサービスの契約トラブルなどのご相談は
柏市消費生活センターへ ☎04-7164-4100





定期購入ではないことも確認したし、
利用規約も読んだのに…え！なんで！？

注文完了直前のクーポンを使ったAさん

◇契約内容・利用規約も熟読し、定期購入でないことを確認した。申込完了ボタンを押す直前で、「さらに30%OFF」というクーポンが表示があり利用し、商品が届いた。その後2回目が届き、業者に確認すると、30%OFFクーポンを利用すると、定期購入コースに変更することが条件になっているといわれた。

申込み完了前にもう一度見直して！

2回目が届いて発送元を調べて返送…法律事務所から通知が！？



届いた商品を業者に返送したBさん



◇1回だけのお試しのつもりで、注文したのに、2回目が届いたので商品を発送元に送り返した。すると、請求書のみ送られてきた。商品は送り返したので、放置していたら、法律事務所から通知が届いた。自分は1回分しか注文していないからと、受取拒否や商品を返送しても、それだけで解約にはならないので、注意してください。利用規約や解約条件を確認しましょう。

「返せば解約ではないです…」確認してから対応を！

☆定期購入はうまく活用すると1回の申込で追加注文の手間が省けたり、定価よりお得に買い物できたりします。一方で契約内容をよく確認せず、広告や表示を鵜呑みにすると、思わぬ費用がかかるたり、解約に様々な条件がある等落とし穴もあります。

契約前に冷静に比較検討し、契約内容をよく確認して賢い消費者になりましょう！



【マナブーのエシカルトピックシリーズ】第4回



「食品ロス」の削減 手前どりで地球にやさしく

日本では、まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は464万トン※。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料支援量の約1.3倍に相当します。

※農林水産省及び環境省「令和5年度推計」

すぐ食べるなら商品棚の手前の賞味期限が近いものから！食べきれる分だけ買うようにしよう！余っている食品はフードドライブに持っていくこともエシカルにつながるね。



次回はついに最終回！「エシカルな暮らし」～地球と社会と人と～